

委員会提出議案第7号

基礎自治体への権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

国が地方自治体の事務を様々な基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の第1次一括法及び第2次一括法が、昨年の通常国会においてそれぞれ成立しました。また、291条項にわたる第3次見直しも昨年11月に閣議決定され、現在開かれている通常国会に第3次一括法案として提出されています。

一方、地方自治体は、人件費の抑制や事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めていますが、それでもなお厳しい財政運営を強いられています。地方自治体は、地域経済の活性化、少子高齢社会や高度情報化への対応、防災対策、各種社会資本整備や農林水産業の振興などの重要な課題を抱えており、これらに対応し得る財政基盤の充実・強化が急務となっています。

地域の自主性・自立性を高めるための改革は、地域住民が自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものです。その実現には明治以来の中央集権体質から脱却し、国と地方が対等の立場に立つ関係へと根本的に転換する必要があり、そのためには、地方の財源と人的体制の確保が十分に措置されなければなりません。

よって、国においては、住民に最も身近な自治体となる基礎自治体への権限移譲に当たっての支援策の充実を図るため、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望します。

- 1 「義務付け・枠付け」の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。
- 2 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引継ぎ、研修、職員派遣、都道府県・市町村間の連携体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。
- 3 権限移譲に伴い必要となる地方への財源の確保及び人的体制の保障を確実に行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実

に財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 小森谷 優